

07	小梅	払込取扱票	払込料金 加入者負担
口座記号番号		金額	千 百 十 万 千 百 十 円
02700	6	960237	8 X X X X X X
加入者名	札幌市会計管理者		備考
取りまとの店		北洋銀行	札幌市役所支店

33XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX							
①納付コード	②区コード	③2X年度	④2X年度	⑤科目	⑥通知番号	⑦期	切り取らないでお出しいたください。
55	2X	国民健康保険料	2X	59	12XXXXXXXXXX	4XXX	
⑧納区	⑨納付金額	⑩延滞金額	⑪前納金額				
0	9XXXXXXXXXX						
CVS取納用		住所等非表示払込書		納期限			
15XXXXXXXXXXXXXX		15XXXXXXXXXXXXXX 様		13XXXXXXXXXXXXXX			
15XXXXXXXXXXXXXX				上記のとおり繰戻したので通知します。			
				日 付 印			
901234-5-678901-2		(札幌市 4-1) (札幌市/コンビニ事務用)					
00納付会社 1XXXXXXXXXXXXXX 2XXXXXXXXXXXXXX							

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号小簿 97028号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	備考
027006	札幌市会計管理者	8 X X X X X X	15XXXXXXXXXXXXXX 様	
960237			2X年度国民健康保険料 (第2X期)	
			通知番号 12XXXXXXXXXXXX	
			納付金額 9XXXXXXXXXXXX	
			延滞金額	
			合計金額	
			日 付 印	

この受領証は大切に保管してください(自動振替/コンビニ店納付)

2X 2X 年度
国民健康保険料
(第2X期)
領収証書

振込人氏名

15XXXXXXXXXXXXXX 様

ゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合は左側の裏のみお出しいたください。

通知番号	12XXXXXXXXXXXX
納付金額	9XXXXXXXXXXXX
延滞金額	
合計金額	

受取人
札幌市会計管理者
収納代行会社
15XXXXXXXXXXXXXX

日 付 印

お問合わせ先は裏面に記載しています。
収入印紙不要(納入控)

この領収証書は大切に保管してください。

受入小売業者（コンビニエンスストア等）は、札幌市に代わり請求金額を代理受領しています。

お問い合わせ先

区役所・課・係・電話番号
中央区役所保険年金課 収納係 011-205-2342
北区役所保険年金課 収納係 011-757-2493
東区役所保険年金課 収納係 011-741-2536
白石区役所保険年金課 収納係 011-861-2496
厚別区役所保険年金課 収納係 011-895-2597
豊平区役所保険年金課 収納係 011-822-2510
南区役所保険年金課 収納係 011-889-2064
南区役所保険年金課 収納係 011-582-4775
西区役所保険年金課 収納係 011-641-6978
手稲区役所保険年金課 収納係 011-681-2575

（ご注意）

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

保険料は次のところで納めましょう。（変更となる場合があります。）

1 ゆうちょ銀行（郵便局）

2 コンビニエンスストアの全国の各店舗

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキダイリーストアー、ニューヤマザキダイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスタラブ、ハセゴワストア、タイニー、MMK設置店

3 スマートフォン決済

PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い
※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記「スマートフォン決済」を利用したお支払いはできません。

【以下の場合はコンビニエンスストア・スマートフォン決済では取扱できません。】

- ・コンビニ等収納用バーコードの印刷がない場合
- ・30万円を超える場合
- ・金額が訂正されている場合又は汚損等によりバーコードが読み取れない場合